第 4 講　【政治編】民主主義と政治体制
PART1 政治と国家

Chapter1　政治・国家・法

目標
国家の役割を理解しよう。
法についての２つの大事な考え方を理解しよう。

1　政治と国家の役割

私たちは一人ひとりが独立の人格を持った**個人**であるが，古代ギリシアの哲学者〔　　　　　　　　　　　　　　〕は，「**人間は社会的〔ポリス的〕動物である**」と述べた。

①〔　　　　　〕の機能→**強制力**を持つ
人々の間の矛盾や対立を調整し，〔　　　　　〕により強制的に秩序を維持・統制する。

②〔　　　　　〕→**強制力**を行使する
政治の基本単位として領域内において**権力**を合法的に独占（＝**国家権力**）。意思決定や，その執行にあたる機関を総称して**政府**（中央＝国家，地方＝地方自治体）という。

A　**国家の三要素**

あ〔　　　　　〕→**領土・領海**・〔　　　　　〕
干潮時の海岸線〔基線〕から 200 海里（約 370km）までを排他的経済水域〔EEZ〕という（領海を除く）

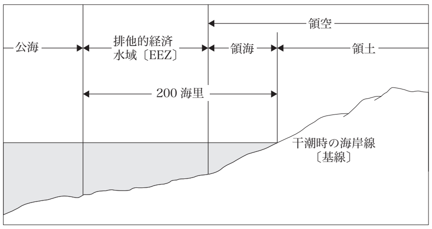

領土・領海・領空

い〔　　　　　〕
領域に住む人間で複数の民族で構成されている場合が多い

う〔　　　　　〕
領域と国民に対し排他的・独占的に支配する権力
※主権は，絶対王政を支持する王権神授説を唱えたボーダン（仏）が，16 世紀に初めて体系的に論じた概念。

B　国家の定義→一定の領域に居住する国民の間に主権により社会秩序をつくる団体
国家は，独自の政治を行うために外部から干渉を受けず，内部によっても制約されない存在でなければならない（＝〔　　　　　〕**国家**）。

③国家機能の変化

A　近代国家（18～19 世紀）

あ　**夜警国家**〔消極国家〕・立法国家→**小さな政府**〔安価な政府〕

い　市民社会

B　現代国家（19 世紀末～）

あ　**福祉国家**〔積極国家〕・行政国家→**大きな政府**

い　〔　　　　〕**社会**

C　**マックス＝ウェーバー（独）**による支配の三類型

支配は強制力だけでは成り立たず**正統性**が必要と説く

あ　伝統的支配→前近代

い　カリスマ的支配→変動期

う　**合法的支配**→近代以降の社会

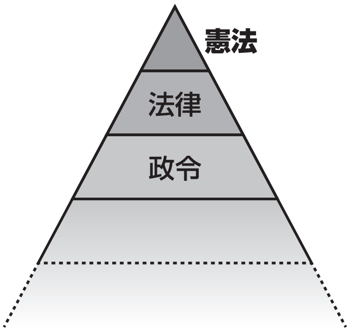

法の秩序

2　法と国家

①〔　　〕→国家により一定の手続きを経て制定される（＝**実定法**）

成文法（文書化されたもの）と〔　　　　　〕（判例・慣習）がある。

※議会が制定する法が〔　　　　〕。多くの国では，その上に最高法規である**憲法**がある。

②「〔　　〕**の支配**」⇔「**人の支配**」

法が正義や被治者だけでなく権力者も拘束するという考え方。

※ 1215年，**イギリス**の**マグナ＝カルタ〔大憲章〕**が先駆け。17 世紀前半，**エドワード＝コーク〔クック〕**が「国王といえども神と法の下にある」という言葉を引用し，絶対君主をいさめた。

③〔　　　　〕**主義**→ “ 法律の支配 ”

形式・手続きを重視する。19 世紀のプロイセン〔ドイツ〕で発展。

④法の種類

A　**国内法**→公法・私法・社会法

B　**国際法**

あ　〔　　　　〕→成文国際法　　協約・議定書など別の言い方もある

い　**国際慣習法**→不文国際法　　外交特権・公海自由の原則・内政不干渉の原則など

まとめ　国家は，領域内で権力を合法的に独占して意思決定を行う。
「法の支配」と「法治主義」という，２つの大事な考え方がある。

Chapter2　民主政治の成立

目標
民主政治の成り立ちを理解しよう。
間接民主制で多数決制を採るとき，不可欠な視点について知ろう。

1　民主政治〔民主制・デモクラシー〕

民主政治とは, 君主や貴族による支配に対し, 民衆による支配・〔　　　　〕**主義**を意味する。
※古代ギリシアの都市国家〔ポリス〕による**直接民主制**に原形がある。

2　市民革命による近代民主政治の成立→自由権が基礎

商工業の発達にともなう**市民階級〔ブルジョワジー〕**の台頭と，**絶対主義〔絶対王政・絶対君主制〕**との対立・闘争が〔　　　　〕**革命**となる。

①〔　　　　　　　　〕

1640年　**ピューリタン〔清教徒〕革命**（～49年）

※「イギリス革命」の前半部分。

1688年　〔　　　　〕**革命**（～89年）

②アメリカ

1775年～アメリカ**独立革命**（～83年）

1776年　バージニア権利章典

アメリカ〔　　　　〕宣言

③フランス

1789年～**フランス革命**（～99年）

フランス〔　　　　〕宣言

3 近代民主政治の原理

①**国民主権**〔人民主権〕

アメリカ大統領〔　　　　　　　　〕のゲティスバーグ演説「**人民の，人民による，人民のための政治**」（1863年）などの表現で代表される。

②**基本的人権の保障〔尊重〕**

平等権と自由権が基本で，のち社会権などが追加される。

③〔　　　　〕**分立**

〔　　　　　　〕（英）は，立法権・執行〔行政〕権・連合〔外交〕権の権力分立論を提唱。その影響を受けた〔　　　　　　　　　　　　〕（仏）は，著書『〔　　　　　　　　〕』で**立法権・執行〔行政〕権・司法権**の〔　　　　　　　　〕を提唱。

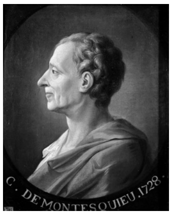

モンテスキュー

※三権相互の**抑制と均衡**〔チェック＆バランス〕を主張。

④**議会制民主主義〔代議制民主主義〕→間接民主制**〔代表民主制〕を具体化

多数決方式で意思決定を行うが，十分に〔　　　　〕を行った上で，**少数意見の尊重**が必要。

※**国民代表の原理**，**審議の原理**，〔　　　　〕**の原理**という３つの原理がある。

⑤議会の外での議論を含む**熟議**民主主義という考えもある

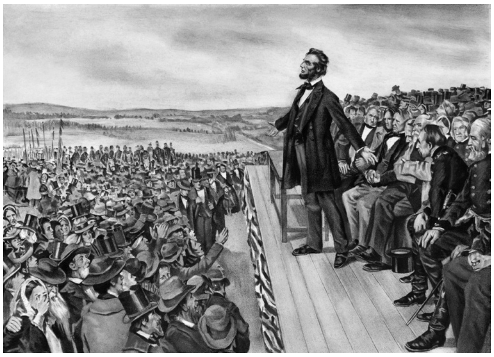
リンカンのゲティスバーグ演説

まとめ

民主政治とは，民衆による支配であり，市民階級の台頭によって成立した。
多数決制を採るさい，少数意見の尊重という視点を忘れてはいけない。

第 4 講　PART1　確認問題

1　「人間は社会的〔ポリス的〕動物である」と述べた人物はだれか。

① プロタゴラス　② ヘラクレイトス
③ タレス　④ アリストテレス

2　主権について初めて体系的に論じた人物はだれか。

① マックス＝ウェーバー　② ボーダン
③ アリストテレス　④ エドワード＝コーク〔クック〕

3　夜警国家にあてはまるのはどれか。

① 行政国家　② 積極国家
③ 安価な政府　④ 大きな政府

4　現代国家にあてはまるのはどれか。

① 市民社会　② 立法国家
③ 大衆社会　④ 夜警国家

5　マックス＝ウェーバー（独）による支配の三類型の組合せで正しいのはどれか。

① 伝統的支配－変動期　② カリスマ的支配－前近代
③ 合法的支配－前近代　④ 合法的支配－近代以降の社会

6 文書化された法を何というか。

① 不文法　② 慣習
③ 判例　④ 成文法

7 「国王といえども神と法の下にある」という言葉を引用して，絶対君主をいさめた人物はだれか。

① ボーダン　② エドワード＝コーク〔クック〕
③ ブラクトン　④ マックス＝ウェーバー

8 市民革命の基礎にあるとされる人権はどれか。

① 社会権　② 自由権
③ 参政権　④ 立法権

9 バージニア権利章典が出された市民革命はどれか。

① アメリカ独立革命　② 名誉革命
③ フランス革命　④ ピューリタン〔清教徒〕革命

10 立法権・執行〔行政〕権・連合〔外交〕権の権力分立論を提唱したのはだれか。

① モンテスキュー　② リンカン
③ ルソー　④ ロック

第 4 講　PART1　確認問題　解答

1 解答：④　アリストテレスは，人間は国家を離れて存在できず，国家の中でこそ本来性を発揮できるとした。

①：「人間は万物の尺度である」と述べた。
②：「万物は流転する」と述べた。
③：「万物の根源は水である」と述べた。

2 解答：②　ボーダンは，絶対王政を支持する王権神授説を唱えた。

①：支配の三類型を唱えた。
③：「人間は社会的〔ポリス的〕動物である」と述べた。
④：絶対君主をいさめた。

3 解答：③　夜警国家〔消極国家〕は立法国家とも呼ばれ，小さな政府〔安価な政府〕を目指す。

①：経済政策により，完全雇用や所得の再分配などが確保され，国民生活が保障されている福祉国家のこと。
②：福祉国家のこと。
④：福祉国家が目指す政府である。

4 解答：③　近代国家では市民社会が，現代国家では大衆社会が形成された。

①：近代国家にあてはまる。
②：近代国家にあてはまる。
④：近代国家にあてはまる。

5 解答：④　マックス＝ウェーバーは，支配は強制力だけでは成り立たず正統性が必要と説いた。

①：伝統的支配は前近代にみられた支配の型である。
②：カリスマ的支配は変動期にみられた支配の型である。
③：合法的支配は近代以降の社会にみられる支配の型である。

6 解答：④　議会で制定される法律のように，文章の形式をとったもの。

①：文書化されていない法のこと。
②：不文法の一つ。
③：不文法の一つ。

7 解答：②　17 世紀の裁判官で，王権神授説に立つジェームズ 1 世を批判するために「国王といえども神と法の下にある」という言葉を用いた。

①：16 世紀に初めて主権を体系的に論じた。
③：13 世紀に「国王といえども神と法の下にある」という言葉を述べた。
④：支配の三類型を唱えた。

8 解答：②　市民革命によって，自由権を基礎とする近代民主政治が確立された。

①：社会権は自由権に遅れて獲得された人権である。
③：参政権は社会権の一つである。
④：立法権は人権ではない。

9 **解答：①**

1775 ~ 83 年に起こったアメリカ独立革命中の 1776 年にバージニア州で出されたものである。

②：1688 年~ 89 年にイギリスで起こった革命。
③：1789 年~ 99 年にフランスで起こった革命。
④：1640 年~ 49 年にイギリスで起こった革命。

10 **解答：④**

ロックの権力分立論は，モンテスキューの三権分立論と異なり，連合〔外交〕権を提示したところに特徴がある。

①：著書『法の精神』で立法権・執行〔行政〕権・司法権の三権分立を提唱した。
②：ゲティスバーグ演説で「人民の，人民による，人民のための政治」と述べた。
③：人民の意思に基づく直接民主制を唱えた。